

大阪地方裁判所委員会（第32回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

7月3日（木）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成26年7月3日（木）午後1時30分から午後5時00分まで

2 場所

大阪地方裁判所第2会議室

3 出席者

（委員）犬伏一人，栄藤利之，岡田忠克，木村岐代子，谷口美樹子，中窪和弘，野原隆司，松田岳士，山田一信，森恵一，岩山伸二，小佐田潔，西田眞基（敬称略）

（説明者）長井秀典，横山和可子，西村健

（事務担当者）小野憲一，谷川佳史，山田和弘，高木忠弘

（庶務）林誠治郎，下之段圭

4 配布資料

レジュメ「裁判員制度の現状と課題」

5 議題

裁判員制度の現状と課題について

6 議事

（委員長：■ 委員（学識経験者）：◇ 委員（法曹関係者）：○ 説明者，事務担当者及び庶務：▲）

(1) 大阪地方裁判所長挨拶

(2) 委員長選出

二本松前委員長の異動により、山田委員長代理が議事進行を担当して、委員長の選任を行った結果、委員長に小佐田委員を選任した。

(3) 委員長挨拶及び委員長代理指名

挨拶の後、委員長は山田委員を委員長代理に指名した。

(4) 長井秀典部総括裁判官説明

(5) 横山和可子検察官説明

(6) 西村健弁護士説明

(7) 質疑応答及び意見交換



◇：検察官よりも弁護人のほうが3倍ほど分かりにくいというのはどういうことか。

▲：裁判員経験者へのアンケートの中に、検察官や弁護人の法廷活動が分かりやすかったかという質問があり、平成24年では、「わかりにくかった」という欄に丸を付けたアンケートでは、検察官が全体の5パーセント程度だったが、弁護士は19パーセント程度であった。年々同じような傾向である。最近のアンケートでは、どこが分かりにくかったかについて枝分かれしているが、その結果はまだ分析できておらず、裁判員経験者の意見交換会等での意見を手掛かりに検討しているというのが弁護士会の状況である。

▲：裁判員の方に意見を伺って感じるのは、一つはビジュアル的な分かりやすさである。検察庁の作る書類は大変システムティックにビジュアル的に分かりやすいものになっていて、どの検察官でも同じようなフォームを使っている。そうすると全体的に分かりやすいという評価になる。これは組織力の賜物である。証人尋問についても検察官は、組織としてある程度研修ができる。それに対して、大阪弁護士会は証人尋問の技術についての研修に大変力を入れているが、すべての弁護士が研修を受けるわけではない。それは職業柄仕方がない。特にごく一部の弁護士は、昔ながらの尋問を行う。ただ、証人尋問の技術についてはそれほど差がないと思っている。やはり個人的な要素が大きい。双方とも証人尋問の技術については更に研鑽を積まれたほうがよいと感じている。最後に、検察庁は豊富な証拠に基づいて有罪だということを論理的に立証していく立場だが、それに対し、弁護人は多くの場合においては、わずかなところを突いて疑問を抱かせるという立場である。検察官については立証できて当たり前という事件が大部分である。弁護人が3倍分かりにくいというのは、割り引いて考えなければならないのではないかと。

◇：3倍というのは大きく、どのような理由にしる、裁判員は両者を見て判断するので、どうやって解決するかは大きな問題であろう。私たち医学界の話になるが、「プロコン」という、一つの事象や病気に対して、賛成と反対を議論させるというディベートが、日本人は非常に不得手である。アメリカでは小学校3年生くらいからディベートの授業が取り入れられており、討論の仕方は非常にうまい。日本人の思考過程を踏まえた教育をしないと、大人になってからやるにはなかなか難しいのではないかと感じる。

◇：評議におけるルールの重要性という話があったが、評議における基本的なルールは、裁判員に対して、どのような機会にどの程度周知しているのか。

▲：まず一つは、刑事裁判の事実認定は検察官に立証責任があり、合理的な疑い

を入れないほど立証されなければならない、証拠だけに基づいて判断しなければならないという基本的なルールについては、法律上、裁判員選任手続の中で選任直後に説明しなければならないとされている。そこで、オフィシャルな説明をするが、1回では不十分なので、評議の場や雑談の席で繰り返し説明をしているのが実情である。もう一つは、悪質な事件は重く、そうでない事件は軽くという基本的な量刑の考え方の説明であるが、これについては、法律上説明義務はないが、大変重要なことなので、ほぼすべての裁判官が評議冒頭で説明をしていると思う。最近では評議段階で説明するのでは遅いのではないかという議論があり、例えば、冒頭陳述が終わって事実関係に争いがなく、量刑がこの事件の主なポイントだと分かった段階で説明することが多くなってきている。この説明も1回で終えるものではなく、何回も説明しなければならないと思っている。裁判所内部では、裁判官同士の勉強会などで、どのような説明をいつどのような方法で説明すべきか、事例に即した説明の方法の検討を重ねており、少しずつ改善していると思っている。

◇：裁判員裁判において量刑の傾向が変化しており、一部には、スタンダードな量刑からかけ離れたケースもあると説明があったが、それに対して裁判官は、どういった指導をしているのかお聞かせ願いたい。

▲：もちろん量刑の結論は議論を戦わせて出していくべきものなので、そこではフラットな議論が行われていると理解していただいてよいと思う。ただし、議論をする前提として、悪質なケースは重く、悪質なケースでなければ軽くなければならないという原則から考えて、同じような事案は同じような刑にならないといけないというのは前提として踏まえていただかなければならないので、評議冒頭できちんと説明をする。あるいはもっと早い段階で説明する。そして、議論をする中で、裁判員の中で原則を踏み外した意見をおっしゃる方がいれば、場合によってはレクチャー場面に戻して、もう一度説明をして理解を

深めていただく。多くの場合でこのように行われているのではないかと思う。新聞で報道された事案や控訴審で破棄された事案を見ると、なぜこのような量刑になったのだらうと思えるものはあるが、その事件でどのような評議が行われたかは分からないので何とも言いようがない。ただ、量刑の理由を読むと、なぜ、このような結論に至ったか理解に苦しむ場面もある。

◇：公判前整理手続のイメージがよく分からないので具体的に教えていただきたい。

▲：被告人が起訴されると公判前整理手続が始まるが、まず行われるのが、検察官からの証明予定事実の提出と証拠の請求である。これは、起訴状に書いてある事実に加えて、この事件で検察官が立証しようとする事実を書面に書いて提出し、証拠を請求する。次の段階で行われるのが証拠開示である。検察官は手持ちの証拠のうち、まず証拠請求するものを弁護人に見せなければならない。その際に弁護人は他の証拠でも法律が定めている一定のものについては開示を要求することができ、検察官は開示をする。この証拠の選別作業に時間がかかる。検察官の手元に膨大な証拠があるのが普通で、その中から弁護人が要求した証拠でかつ法律が開示せよと求めている証拠だけを選別する。この選別に結構時間がかかる場合がある。次に弁護人は開示された証拠を見て被告人と打合せをし、弁護人として具体的にどのような主張をするのか、予定主張書面を提出する。そして、検察官が請求した証拠について同意するかどうかの意見を明らかにし、弁護人からも証拠請求がある。この三段階だけで1か月から2か月はかかってしまい、この三段階が終わった後にさらに検察官から追加の証拠請求や追加の証明予定、弁護人のほうでも追加の開示請求や追加の主張が重ねられるので、すぐに4か月から5か月経ってしまうというイメージである。

◇：調書裁判について、取調室から法廷で行われるように変わっていくべきだが、まだまだ達成されているとは言えない状況である、ということ言われていた。

調書が理路整然と組み立てられるということに対して、法廷での尋問が分かりにくいという状況があるかもしれないが、今現況としては、どのように改善されてきているのか。

- ▲：私の認識としては、まず、争いのない事件では、被害者や目撃者が裁判所に来たがらないというのが第一の問題である。争いのない事件では、検察官が、証人に対して、証人尋問に来てくださいという働きかけを十分にしないので、証人尋問が実現しない。弁護人は、争いがいないのだから調書でよいという態度で、証人尋問をするモチベーションが高まらないという問題が一つある。次の問題として、証人尋問を行う際に分かりやすい尋問が行われているかという問題がある。先ほど私が申し上げたのは、まるで調書そのままをしゃべらせようとするかのような尋問が行われ、結局証人尋問をしたのに余り分かりやすすくない、細かいことまで聞いてしまい、裁判員から分かりやすいというアンケート結果にならない。そこで翻って調書のほうが分かりやすいのではないかという議論になるという状況にあると認識しているが、検察官は違うと言われている。
- ▲：争いのない事件で証人として出たがらない人がいるという点については、争いがあってもなくても、証人として出頭するのはいやなものである。被害者も、当初は犯人を捕まえてほしいと警察に駆け込んで話をして、犯人が捕まり、終わったと思ったら検察庁から連絡があり、犯人を起訴するために話を聴くので来てくださいと言われる。一回警察で話したのにもう一回行くのかと思ってしまう。その後、起訴したという連絡があり、もう終わったと思っていたら、1年後くらいに証人として出てくださいという連絡が来ると、もう1年前の事件で犯人も捕まっているのになぜ出ていかなければいけないのかと思う。犯人が否認している場合は私たちも説得しやすいが、争いがなく、弁護人も調書に同意している場合などは、説得の仕方も若干トーンが違ってくる。今一番困っているのは性犯罪の被害者である。証人のためのさまざまな制度はあるが、自分

がどのような被害に遭ったかということ、もう話したくないという被害者もいる。すべての事件について証人尋問を要求されると厳しい。調書どおりに言わせようとするとの点だが、例えば、1年たってから証人尋問をする際に、証人には、1年前の鮮明な記憶がない。一番鮮明なのは事件直後に捜査官に話して作られている調書であるが、証人尋問をしなければならないとなると、一生懸命記憶喚起する上で、どうしても駄目な場合は、前はこのようにおっしゃっていたのではないかと聞いてみることになるので、調書に近くなる。事細かい尋問をされるという点は、たとえば、どこを殴られたかということだけを尋問をしたとすると、弁護人からその時は右手でしたか左手でしたか、と聴かれ、被害者が右手でしたと言うと、弁護人から、あなたは被害届を出したときには左手で殴られたと言っていますよ、本当に正しいのですか、というような細かいことを突いてこられる場合もあるので、検察官のほうである程度細かいことを先に聴く場合もある。

▲：弁護士の感覚からすれば、争いのある事件については基本的に証人尋問によるということについては、裁判所とも一致していると思う。争いのない事件で、調書に書いてある内容どおりでやむなしといった場合には、証拠に同意するかどうかの権限は弁護人が持っているので、その選択に任せたいというのが基本的な発想である。争いがある事件については、かつては、裁判所から同意されたいと言われることもあったが、最近、裁判所は証人中心主義であり、争いのある事件で弁護人が不同意と意見を述べれば比較的証人を採用するようになっている。証人尋問について、反対尋問は有効にしなければならないということを研修で教えている。尋問において、右手か左手かということが、無罪、有罪に関して決定的なものであれば尋問しなければならない。しかし、そうでないものについては、枝葉末節について反対尋問をしても意味がないので避けるようにと弁護士会でも研修をしている。

- ：性犯罪事件に関する裁判官の一般的な考え方はどのようになっているのか説明されたい。
- ▲：性犯罪に関しては，裁判所でも被害者の二次被害を考慮しなければならないので，争いがなければ供述調書で代えることも仕方がないだろうというスタンスで運用している。
- ◇：争いがあるかどうかで状況が違ってくるのか。
- ▲：私の認識では，証人尋問が事細かいという問題は，争いがある事案も争いがない事案も同じで，両方に共通している。証人が来てくれるか来てくれないかという問題については，争いがない事件について問題となる。
- ◇：自分が裁判員になったとしたら，調書による場合と直に証人から話を聞く場合とで，判断の基準が違ってくるのではないかという気がする。
- ◇：本日三者それぞれの立場の方から話を聞くことができたが，このようなことは一般の方に対して分かりやすく公開をしていないのか。
- ▲：裁判員制度が始まる前は，全国各地で裁判所主催の法曹三者の意見交換会等があり，各新聞社や一般市民が来て，それが新聞記事に載っていた。裁判員制度説明会も行われていたが，裁判員制度が始まってから一段落という感じで止まっているかと思う。これらをまたやっていく必要があるのではないかと考えている。
- ◇：実際の裁判をやっている中で，裁判員は，なぜ弁護士はこのような質問をするのかとを感じる。それはもっと事前に証拠を出していれば分かるのではないか。それを聞かせてもらったうえで裁判員が裁判の席に出るのと出ないのでは違うのではないか。最初にもっと皆さんが証拠を出して，公判前整理手続を念入りにやっていただく必要があるのではないか。その上でこのような証拠があり，ここまで整理できていますと裁判員に伝えることが必要なのではないか。
- ：公判前整理手続の実情を，基本的な流れを含めて説明されたい。

▲：証拠開示の問題と，裁判員に法廷で見せる証拠の範囲の問題と，2つ問題がある。証拠開示の問題は，法律で検察官が弁護人に対して見せなければならない証拠の範囲が決まっていると申し上げたが，その法律の運用に従って開示が行われていると思う。

◇：それでは恣意的な裁量が入るのではないか。

▲：解釈や運用で範囲は変わるが，法律上要件が定まっている。実際の運用では，検察官は，法律で定められている最低基準よりは若干広めに弁護人に開示しており，そこで紛争はあまり起きていない。ただ，法律上全面開示にはなっておらず，要件が定まっているので，解釈運用次第では，大事なものが見せられないという事態になってしまう危険性があるということ为先ほど西村弁護士は指摘されたのだと思う。現在の運用は，だいぶ広めに開示されているのでその危険性がない運用がされていると認識しているが，弁護人としては，いつこの運用が変わるか分からないので，安心できないということではないか。

◇：最後の量刑でも幅があり，右に行くか左に行くか変わる。そうするとある証拠を右と見るか左と見るかという見方があると思う。だから，とりあえず出せる証拠は出し，弁護士も同じ証拠を持った上で議論をしないと，何か隠されて，針の穴を突くようなことではどうかという気がしている。

▲：証拠開示についてはだいぶ広めに開示される運用がされているので，現実問題として大事な証拠が開示されていないということはほとんどない。

▲：証拠開示の話をする時，捜査の段階でどれだけの証拠が集まるかという問題になる。事件によっては段ボールに10箱20箱の書類がある事件もある。初めから裁判に出すことを念頭に置いている証拠ばかりではない。まず，事件が起きた旨の報告書から始まり，実際犯人が捕まってみたら関係のない証拠は多数ある。それも含めて弁護人が事前に検討されるというのは，物理的に可能かという問題と，もう一つは，証拠の中には開示すれば弊害があるという証拠が

ある。例えば、暴力団関係の事件で、供述者が、私が警察官の前でしゃべった事実がばれただけで殺されるかもしれないから、この調書があるということは絶対隠してほしいと言われる場合もある。だから、すべての証拠を見せられないという問題がある。また、公判前整理手続の際に見せる証拠と、実際に裁判に出す証拠とを同等に考えてよいかというと、実際に裁判員は限られた時間で裁判員裁判をするので、裁判所からは、証拠の厳選ということと言われる。だから、出し渋りをしていて裁判員が見たい証拠が出ていないわけではなく、選び抜いたものを出しているつもりである。

▲：御指摘いただいたように、同じ土俵で議論すべきだということで、できれば全面証拠開示ということを考えているが、仮にそうでなかったとしても、検察官がどのような証拠を持っているのかというリストは作って開示されてもよいのではないかと弁護士会は主張してきた。リストを作る意味としては、たくさん証拠をきちんと管理するという意味もある。時々警察官が証拠をなくしているということもある。管理という面もあり、リストを開示していただくということが大事ではないかと考えている。これは、ようやく立法化されようとしている。たしかに、たくさん証拠の中には関係ないものもあるかもしれないが、関係があるかないかは検察官からの見方と弁護人からの見方では違うはずである。検察官から見れば必要ないが、弁護人から見れば必要だと考える証拠があるので、すべての証拠を同じ目で見るとするのが基本的にはあってよいのではないかと。もちろん、どの程度の弊害があるのかというのは、裁判所が適切に判断していただければよいという気がしている。もう一点、現在法律上、公判段階で弁護人が新たな証拠を出すということは基本的にはできないことになっている。弁護人も必要な証拠は公判が始まるまでに証拠を請求しなければならないことが原則となっている。

◇：このような議論がされているということを多くの人に知っていただきたい。

◇：最近、大学の研究成果は社会に理解してもらわなければならないという話が進んでいる。しかし、単純に広報しても、興味を持ってくれる人が非常に少ない。裁判員に選任される現実味を感じた人でないと、わざわざ聞きに行かないのではないか。それから、証拠の厳選については、裁判員も豊富な証拠に触れないと分からないのではないかと意見があったが、もしかすると、法曹が考えている厳選の意味と、一般の人が感じる証拠へのコンタクトの問題がずれているのかもしれないと感じる。

■：裁判員の方からこういう証拠があったらよいという意見が出るということも聞いているが、実情を説明されたい。

▲：たしかに、時々、裁判員経験者から、もっと証拠があるはずだという意見があることはあるが、ないものを求められている場合が多い。例えば、犯人だという決め手があるはずだというものである。指紋はどうなんだ、足跡はどうなんだというもの、検察官にないのかと聞いてはいけないのかという意見がある。別のパターンとして、原資料に触れたいという意見がある。エッセンスを抜き出して、分かりやすい報告書にしてもらって証拠調べをすると、例えば現場の写真が五、六枚とか、傷の写真が二、三枚になる。おそらく原資料は100枚程度あると思うが、それを見たいと言われる場合がある。気持ちは分かるが、それは現実的ではないと申し上げると、大概の方は仕方ないと納得してくれる。しかし、まれに出しておいてもらったほうがよかったと思う写真や証人などがあることも、全然ないわけではないので、よく考えて公判前整理手続をしなければならぬと思う。

◇：法律上のルールについて、裁判員によく理解してもらおうということがポイントで、量刑の一貫性というのが大事になってくると思う。どの裁判でも同じように、裁判員に対して事前に法律上の手続を教えるということが理想だと思うので、そのあたりが司法全体として統一化される見込みがあるのか教えていた

だきたい。

▲：性質上完全に統一すべき問題なのか疑問はあるが、趣旨はそのとおりだと思う。きちんと裁判員にルールを理解していただくためにどのようにすべきか裁判所内部で議論を重ねているところであり、すでに相当程度均一化されていると思う。ただ、事件や裁判員によって説明の方法も変わるし、どのような疑問が示されたときにどういう返し方をするか、ということはそれぞれの裁判官がその状況に応じて工夫すべきであろう。現在裁判所では、定期的に、具体的な状況においてどのような説明をするということを、設例を作って議論している。そういった議論の積み重ねから、どの段階でどのような説明をするのかということはある程度日本全国統一化しようといった話合いが必要だと考える。

◇：法律用語は法曹にしか分からない意味や解釈があると思うが、そのようなことも裁判員に教えることになるのか。

▲：そのとおりである。裁判員裁判が始まった当時、法曹三者間で法律用語をどう説明するかということについて議論を重ねた。そこからできあがった説明のスタンダードというものの蓄積がある。ただ、単に言葉の表面上の意味を説明するだけでなく、その言葉の概念の本質、また、そういう概念がなぜ作られたのか、そこまで遡って説明しなければならない。量刑の考え方のルールについては、今はあまり法曹三者での議論はないが、裁判所の内部では議論を重ねており、言葉の本質に遡って説明をしなければならないという議論をしている。

■：証拠開示について、証拠に関する裁判所のスタンスを説明されたい。

▲：公判前整理というのは、裁判所で裁判官と検察官と弁護人の三者で打合せをするが、その場には証拠はない。検察官の執務室や弁護人の事務所に存在しており、互いにコピーを送り合っている状態であって、裁判官の手元にはない。そういう状態で開示すべきものは開示されたい、開示が済んだら証拠請求されたいとなる。証拠請求というのはこのような証拠を請求しますというリストが

裁判所に出されるので、現物が公判前整理の場に出されるわけではない。

■：なぜそのようなシステムになったかを説明されたい。

▲：裁判官は予断を持ってはいけないという、予断排除の原則という刑事訴訟法の大原則があり、証拠の中身を見てしまうと、有罪無罪の結論についてのある程度の考えを持ってしまう危険性があるので、公判前整理手続の段階では、なるべく裁判官は証拠の現物を見てはいけないというルールがある。公判廷において初めて証拠に触れるのが原則である。ただ、全く証拠に触れないとスケジュールが決められないため、検察官、弁護人から証明予定事実記載書面や予定主張を出してもらい、どのような証拠があるということはある程度は明らかにしてもらおう。その範囲でだけ証拠に触れるというルールになっている。

◇：裁判員裁判は、5月21日で施行から5年になり、それに合わせて各新聞社も連載をしたり、特集を組んでいる。新聞社というのは、時に問題によっては新聞社間で全く意見が違うことが多々ある。ただ、裁判員制度の5年を振り返っての評価では、各社おおむね順調であるという評価で確か一致していたと記憶している。その上でこれからの課題として、裁判員の辞退率の上昇の要因をどう考え、それを食い止めるためにどのようにすればよいか、また、裁判員の精神的負担の軽減について、裁判員裁判が終わった後の裁判員に対するフォローの現状と今後について伺いたい。

▲：辞退率が高まっている要因は未だ正確には分析できていない。ただ、現実問題として平成21年には53%の辞退率だったが平成24年には60%を超える辞退率になっている。理由の一つには裁判員制度に対する国民の関心が下がっていることが影響しているとも思え、広報活動を充実しなければならないのではないかと思う。具体的にどういう広報活動を行えばよいか御意見をいただければありがたい。精神的負担の問題については、終わった後のフォローが大切である。まずは審理中裁判員の様子をよく見ていること、よく声掛けをさせ

てもらふことと、終わった後も声掛けをする。そしてメンタルサポート窓口だけではなく、裁判員から連絡があれば、裁判官から直接連絡することもある。事件によっては、一、二か月後に、裁判官から裁判員に対し、連絡をすることもしている。

○：広報という観点から、裁判員裁判の場合、国民に、裁判員裁判に参加することが義務であるという意識が浸透していない。また、精神的負担や時間的負担が大きく、参加するモチベーションが上がらない。今後の問題として、中学生や高校生の若者に対して、裁判員裁判に裁判員として参加するということが義務であるという、いわゆる法教育に力を入れていく必要があると個人的に感じている。

○：広報に関して、裁判員裁判が始まる前は、いろいろな形で広報がされたが、予算等の面で制約はあると思う。裁判員候補者に選ばれた際に通知が来るが、その時にオリエンテーションのようなものをするということが第一次的には考えられる。また、開催時間帯も、参加する候補者の立場になって、土日や夜間に開催することも考えられるのではないか。ただ、それには開催する側にも非常に負担があると思う。一般の方には法律的な義務といってもなかなか浸透しづらいと思うので、なるべく参加しやすいようなやり方で、まずは通知の際に同封の書面が出されるのがよいのではないかと思う。裁判員と裁判官との協働については、学識経験者の委員は一般の方より裁判員裁判についてよく勉強されていると思うが、裁判員経験者から直に意見を聞くことはできていないので、裁判員経験者の生の声を聴くことができれば、いただいた質問に対してより有意義な意見が出るのではないか。

◇：広報という点については、子供のころからの教育が大事だと思う。医学の面でも、小学生に講演をすると非常に純粋に受け入れてくれる。柔らかい頭を持っているときに、裁判員制度の大切さや義務について教育していくということ

が長期的には重要なポイントになると考える。

◇：裁判員の選任方法について、関心のある人に登録してもらい、その登録リストの中から裁判所が偏りのない人を選任するという仕組みを取り入れることはできないのか。

▲：そのためには法律を変えなければならない。よい制度設計があれば考えられるかもしれないが、少なくとも現在は、国民の常識をそのまま反映するというためには完全な無作為がよいだろうという考えに基づいているのだと思う。

◇：諸外国もそのようになっているのか。

◇：国によっては一定の引き受けてくれそうな人から選任するところもある。証人として裁判所に来てもらう点に関しても、国民の負担を考えるあまり、義務というよりはお客様感を抱かせるような雰囲気を感じることもある。これは義務なんだと強めに言ったほうが、公共の問題だから手伝わなければならないという感覚があるのではないか。また、裁判員の辞退率について、やりたくない人に無理やりやってもらうのは意味がないという考え方もあり、辞退率自体を積極的にとらえるか消極的にとらえるかは議論になりうると考える。

◇：裁判員全員を無作為に選ぶことにこだわるのではなく、裁判員になりたい方も一部入れてみてもよいのではないか。それと、日本の裁判員裁判では、一審で判決が出て二審や最高裁で破棄されることがあり、有罪が無罪になったりする。一審は軽く見られているのではないか。

▲：アメリカなどの制度とは違って、事実の誤りと量刑の誤り、どちらも控訴できるというシステムになっている。しかし、判例によれば事実誤認の控訴というのは結論としての事実認定が誤っているというだけの理由では破棄できないということになっている。一審の判決の有罪無罪を導くに至った理由が論理則あるいは経験則等に照らし不合理であるということがなければいけないとされているので、裁判員の関わった一審の判決の内容が、論理則や経験則に照らし

て不合理であるというのは、裁判官も入っているんだからそんなことになったらおかしいだろうというレベルの話だろうかと思う。量刑の方は同じような意味でのルール化はされていない。裁判官の間でも相当意見の分かれるところだと思うが、少なくとも量刑の考え方のルールを踏み外していればそれは破棄されても仕方ないということはいえると思う。踏み外していないのにかげ離れた量刑がなされたときにどうするかというのは、非常に難しい問題であると思う。

■：裁判員の精神的負担の軽減のためにどういうところに配慮したらよいかということについて、何か御意見はあるか。

◇：裁判員をやりたくないのに仕方なく行って、あまりにもすごい証拠を見せられてトラウマになるということなのか、初めからやりたくないのに行くことでストレスがたまるのかなどということについて、精神的負担の分析などは行っているのか。

■：そこまでの分析は現在されていないように思うがいかがか。

▲：最高裁でどう分析しているか存じない。

◇：裁判員になるのが嫌な方は入れない方がよいのではないか。嫌々裁判員になると、負担は倍増してくると思う。

◇：評議について、ブラックボックスではなく、どのように行われているか分かりやすくなれば精神的負担も軽減できるのではないか。

▲：精神的負担という観点もあるが、弁護活動をよりよくしていくために、評議の中で具体的にどのようなことが行われているかということが分かるようにできないかと考えている。日弁連で、ある範囲内で裁判員経験者に守秘義務を解除して、具体的事件についてより詳しく検証できる機関を設けてはどうかという提案をしている。

▲：守秘義務があり、実際の評議で具体的にだれがどのような発言をしたかについて明らかにするということはできないと思う。ただ、評議の方法、司会進行

の方法，説明の方法は，抽象化した形で議論可能だと思う。

○：大阪弁護士会で，弁護士の研修の一環として，裁判員制度施行前に行っていたような模擬裁判，模擬評議を行い，そこに現職の裁判官と現職の検察官が弁護士会の研修に協力するという形で参加し，模擬評議の状況については別室で傍聴できるような企画がこの秋に行われる予定である。ただ，弁護士会では，一般の方がそれを傍聴できるような企画はしていない。

◇：いろいろな法律に遮られて分かりにくくなっているのに，国民がそれに参加しなければならない義務があるということはどうかと思う。そのような溝を振り払う何かが必要なのではないか。

○：各裁判所で裁判員経験者の意見交換会を行っており，ホームページで議事録も公開している。議事録を一般の国民の方に見ていただければ裁判員裁判のことをもう少し理解していただけるのではないかと思う。ただ，ホームページに載っているということ自体を一般の方が余り知らないのかもしれない。

◇：精神的負担の軽減について，裁判員経験者で精神的課題を抱えている方同士が，セルフヘルプグループみたいな形で当事者間で悩みを共有するようなグループを作って，かつ，そこにドクター等が関わる形で軽減をしていくということはすでに実施しているのか。

▲：同じ事件の裁判員同士の同窓会が行われる場合はあると聞いている。別の事件の裁判員同士だと，互いに守秘義務もあるので，あまり深いところまで話し合えないが，同じ事件の裁判員同士だと守秘義務違反にならないので何でも言い合える。裁判所としては，取り立てて勧めているわけではないが，裁判員の負担が大きいと感じる事件では，裁判員の皆さんで集まる機会を設けても構わないと伝えることがある。

◇：負担に思わなかった人がどう乗り越えたのかということも，一緒にセルフヘルプグループにいと，悩みも軽減されていくのではないかと思う。このあた

りもまたお考えいただけたらと思う。

◇：裁判官は、残酷な写真を見て精神的負担になりそうな裁判員が分かるのか。裁判員によって写真や表現の方法に強弱をつけることはできないのか。法律上同じ写真やイラストでないといけないのか。

▲：対等の立場で評議するので、見ている証拠が違うということがあってはいけないということになる。精神的負担の問題は個人差が大きい。精神的負担になりそうな裁判員がなんとなく分かる場合もあるし、全く分からない場合もある。

◇：精神的負担になる人とそうならない人を見分けるのは難しいと思う。これは幼児体験から始まって、過去のすべてが関わってくる。医者でも司法解剖で丸焦げの誰かわからないような黒焦げの死体を見ると負担になる。健康な人でも負担になることはあり、サポートの体制をきっちりしていけないといけない。ところが日本は精神疾患というとまだ偏見がある。

◇：事前に把握するのは難しいのかもしれないが、事前に性格診断等をして、平均値以下の数値を示す裁判員が多いときには、最後は同じ証拠を見せるにしても段階的に事前に説明をして開示していくなど配慮をして、できるだけ負担にならないように工夫ができるのではないかと。ルールの説明について、裁判官が必要と思うときに繰り返しルールの説明をするという話があったが、裁判員からもルールをもう一度確認したいタイミングがあると思う。例えば、裁判員の控え室などに、説明を受けたルールがわかりやすく備え置かれているということがあってもよいのではないかと。

▲：検察官も気を付けており、これは裁判員に過度の精神的負担がかかると考える写真のときは、裁判員に対し、これからどのような証拠を見せるか事前に説明して伝えるようにしている。

▲：すべての事件ではないが、場合によっては選任手続の際に、この事件は遺体の写真を見ていただくことになる、という予告をするということがある。私の

場合は、遺体の写真ではなくても、イラストがありますなどということを選任
手続の際に伝えている。そうすると、それなら辞退したいという方が何人か出
るという場合もあり、どのくらい負担が重そうかという話を聞いて、場合によ
っては辞退を認める場合もある。ルールを書いて備え置くということは考えて
もよいかもしれない。私は、「証拠のみに基づいて判断すること、検察官が有
罪を立証できなかつたら無罪とすること」という刑事裁判のルールの原則を大
きく書いて評議室に置いている。

◇：証人尋問の場合に、事前に質問事項を知らせてもらい、ビデオなり、または、
自分の部屋で証人として発言できれば、裁判所へ出向いて証言をするより証人
の負担が軽いのではないかと思う。法廷には大変緊張感があり、自分が被害者
でもすごく精神的負担を感じ、できたら出たくないと思うので、より発言しや
すい状況で証言できるほうがよいのではないか。私が相談窓口に乗っけても、
電話ではよく話をするが、出てくるとあまりしゃべらない人がいる。リラック
スした状態で相手の話を聞くということも検討されてはどうか。

▲：まず、証人として出ていただく場合には、証人として出ていただくという連絡
と同時に、証人尋問のやり方やどのようなことを聞くかについて、必ず事前
打合せをしている。証人に説明する中で、公開の法廷で尋問されることに難色
を示す人もいる。ただ、法律上すべての事件でビデオリンクを使用してよいこ
とにはなっておらず、最終的には裁判官の判断になるが、性犯罪など精神的負
担の大きいものが対象になる。そのほかに、未成年者等には付添いという制度
がある。時には期日外で別の裁判所を借りて期日外尋問をすることもあるし、
実際に動くことの難しい証人の場合は、証人の所在地に行つて期日外尋問をす
ることもあるが、裁判員裁判ではなかなかやりにくい。

▲：裁判員と共に出向いて期日外尋問をすることは、かなり大変である。

▲：法律上はいろいろな手当が考えられているが、そのような制度を使ってほし

いという証人の希望に添えるわけではない。

7 次回のテーマについて

簡易裁判所の役割と機能の充実

8 次回期日

後日決定する。